

(仮称) 新白馬風力発電事業
環境影響評価方法書

補足説明資料

令和6年8月

JR東日本エネルギー開発株式会社

風力部会 補足説明資料 目次

1. 風力発電機の位置について (非公開) 【阿部顧問】 【方法書 P6】	4
2. 風力発電機の設置計画について【水鳥顧問】 【方法書 P11】	6
3. 工事中道路について【平口顧問】 【方法書 P16】	7
4. 工事中の排水について【水鳥顧問】 【方法書 P17】	8
5. 交通に関する事項について【今泉顧問】 【方法書 P20】	9
6. 交通に関する事項について【近藤顧問】 【方法書 P20】	10
7. 風況マップについて【近藤顧問】 【方法書 P32】	11
8. 河川及び湖沼の状況について【水鳥顧問】 【方法書 P44】	12
9. 動物の重要な種について【岩田顧問】 【方法書 P64】	13
10. 植生の状況等について【鈴木顧問】 【方法書 P94~P104】	14
11. 重要な植物群落について【阿部顧問】 【方法書 P117】	15
12. 一般環境中の放射線の状況について【近藤顧問】 【方法書 P132】	17
13. 林業の就業者数について【小島顧問】 【方法書 P3、P135】	19
14. 河川及び湖沼の利用状況について【岩田顧問】 【方法書 P149、P150】	20
15. 河川及び湖沼の利用状況について【平口顧問】 【方法書 P150】	21
16. 河川及び湖沼の利用状況について【平口顧問】 【補足説明資料 No. 15】	21
17. 参考項目の非選定理由について【近藤顧問】 【方法書 P333】	22
18. 累積的な影響について【平口顧問】 【方法書 P340】	23
19. スウィッシュ音の音響特性について【今泉顧問】	25
20. 騒音について【今泉顧問】	26
21. 騒音について【今泉顧問】	27
22. 水の濁りについて【水鳥顧問】 【方法書 P364】	28
23. 水の濁りについて【平口顧問】 【方法書 P364】	29
24. 水の濁りについて【水鳥顧問】 【方法書 P365】	30
25. 水の濁りについて【河村顧問】 【方法書 P365】	31
26. 水の濁りについて【平口顧問】 【方法書 P365】	35
27. 水の濁りについて【平口顧問】 【補足説明資料 No. 26】	35
28. 水の濁りについて【平口顧問】 【方法書 P367】	36
29. 風車の影について【近藤顧問】 【方法書 P371】	37
30. 魚類、底生動物について【岩田顧問】 【方法書 P397】	38
31. 魚類・底生動物について【河村顧問】 【方法書 P398】	39
32. 植物に係る調査、予測及び評価の手法について【鈴木顧問】 【方法書 P399】	40
33. 上位性注目種について【阿部顧問】 【方法書 P411】	41
34. 典型性注目種について【阿部顧問】 【方法書 P412】	42
35. 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出について【平口顧問】	43

3 6. 意見の概要について【阿部顧問】 44

1. 風力発電機の位置について（非公開）【阿部顧問】【方法書 P6】

新設事業で想定している風力発電機の位置を地図でお示してください。

現時点で想定している本事業の風力発電機設置予定位置は、次頁に示すとおりです。

現時点の計画では、17 基の風力発電機を建設する想定ですが、具体的な基数や配置については今後の環境影響評価、地質調査結果等により変更する可能性があります。

※現時点においては、風力発電機の基数及び配置が確定していないため、非公開とします。

図1 本事業の風力発電機設置予定位置（非公開）

2. 風力発電機の設置計画について【水鳥顧問】【方法書 P11】

現時点の計画で結構ですので、風力発電機の配置計画を教えてください。

現時点で想定している本事業の風力発電機設置予定位置は、図 1 に示したとおりです。

3. 工事用道路について【平口顧問】【方法書 P16】

現在の計画で結構ですから、対象事業実施区域内における既設道路と新設道路の長さの概算と風車配置を教えてください。

現時点で想定している対象事業実施区域内における既設道路の長さは約 6.3km、新設道路の長さの概算は約 4.5km です。また、本事業の風力発電機設置予定位置は、図 1 に示したとおりです。

4. 工事中の排水について【水鳥顧問】【方法書 P17】

準備書においては、風力発電機設置ヤードだけでなく、道路工事区域や残土置き場などを含めた雨水排水対策を、できるだけ具体的に記載・説明してください。

ご指摘を踏まえ、準備書においては、風力発電機設置ヤードだけでなく、道路工事区域や残土置き場などを含めた雨水排水対策を具体的に記載・説明します。

5. 交通に関する事項について【今泉顧問】【方法書 P20】

輸送ルートや工事車両ルートを本文中に省略せずに記載して下さい。

ご指摘を踏まえ、準備書においては輸送ルートや工事車両ルートを本文中に省略せずに記載します。

6. 交通に関する事項について【近藤顧問】【方法書 P20】

- ・大型資材の輸送に際し、途中での積み替えを行うのでしょうか。行う場合には周辺民家等から離隔をとるようにお願いします。おおむね100m以内に民家等がある場合には、二酸化窒素の短期評価を行うことを検討してください。
- ・工事関係車両のルートについて北側または南側からの搬入ルートをとる場合には、道路幅が狭く、民家が道路際に立っているところもあるので大気質ふんじんに対し、適切な環境保全措置を検討してください。
- ・道路部分の対象事業実施区域に対し、民家近傍で比較的大規模な工事を行う場合には大気質ふんじん建設機械の稼働を選定することを検討してください。

- ・風力発電機等の大型資材の輸送に際しては、方法書 P19 に示した既存の残土置き場にて積み替えを行う想定です。また、積み替え地点からおおむね 100m 以内に民家等がある場合には、二酸化窒素の短期評価を行います。
- ・工事関係車両のルートについて北側または南側からの搬入ルートをとる場合には、大気質ふんじんに対し、適切な環境保全措置を検討します。
- ・道路部分の対象事業実施区域に対し、民家近傍で比較的大規模な工事を行う場合には大気質ふんじん建設機械の稼働を選定することを検討します。

7. 風況マップについて【近藤顧問】【方法書 P32】

風況マップは高度が何mか図にも記載をしておいたほうがよいのではないのでしょうか。

当該図は地上高 70m における風況を示したものであり、ご指摘を踏まえ、準備書においては風況マップの図中にも高度を記載します。

8. 河川及び湖沼の状況について【水鳥顧問】【方法書 P44】

沢筋の所在は濁水到達推定結果の評価に大きく影響しますので、現地調査において地元ヒアリングを含め、新たな沢筋の調査をお願いします。

ご指摘を踏まえ、現地調査や地元ヒアリングを含め新たな沢筋の把握に努めます。

9. 動物の重要な種について【岩田顧問】【方法書 P64】

「保全上重要なわかやまの自然-和歌山県レッドデータブック-【2022 年改訂版】」には陸産貝類、クモ類等の記載がありますので、影響評価の対象とすべきではないでしょうか。

ご指摘を踏まえ、今後の現地調査に際しては、事前に対象事業実施区域及びその周囲における陸産貝類及びクモ類の重要な種の分布状況を確認したうえで、生息の可能性がある場合には環境影響評価の対象として追加することを検討します。

10. 植生の状況等について【鈴木顧問】【方法書 P94~P104】

- p. 94の植生の状況は、引用した当該地域の現存植生図を示しただけで、植生図の具体的な説明がほとんどみあたりません。現存植生図は、その分野に携わる人を除くと専門的な特殊なもので、図と凡例を示しただけで理解できるものではありません。したがって、引用図等を利用して当該地域の植生の状況が一般の閲覧者にも分かる説明をすべきと思います。現存植生図は当該地域の基本的な生態系を表しており、植生は生育地の現在の自然環境に対応した群落類型とその配分が反映されています。多くの動物の生息空間でもありますので、動物の種類や生息状況にも大きく影響するものです。

したがって、本地域の所属する植生帯、標高、地形など、基本的な立地環境について説明をした上で、人為的影響つまり土地利用や自然環境の保全状況とも関連させて、具体的な植生図凡例の植生単位がどのように配分しているのかが分かるような植生状況説明にしてください。単に凡例名を挙げるだけでなくその凡例の群落がどのようなものであるかの説明も加えてください。

- 植生自然度の記述も同様で、植生自然度図を示すだけでなくその状況を文章で示してください。植生自然度は現存植生を類型基準によって置き換えたものですので、対応する植生図凡例との関係に触れながらの説明が良いと思います。

- ご指摘を踏まえ、準備書においては、当該地域の植生の状況が一般の閲覧者にも分かる説明を追記します。

また、現地調査に基づく植生図については、本地域の所属する植生帯、地形等、基本的な立地環境を説明したうえで、今後の結果を踏まえ、各群落が分布する位置や地形等の概要を追記します。

- 植生自然度についても、ご指摘を踏まえ、準備書においては現地調査で確認した各群落に対応する植生自然度を整理したうえで、植生自然度の高い群落の分布等を本文中に追記します。

1 1. 重要な植物群落について【阿部顧問】【方法書 P117】

重要な植物群落は284ページと同様に、植生自然度9および10の群落の分布も含めて図示するようにしてください。

ご指摘を踏まえ、準備書では第3章においても重要な群落として植生自然度9及び10の群落を整理します。なお、当該図に植生自然度9及び10の群落の分布を含めた図は、次頁に示すとおりです。

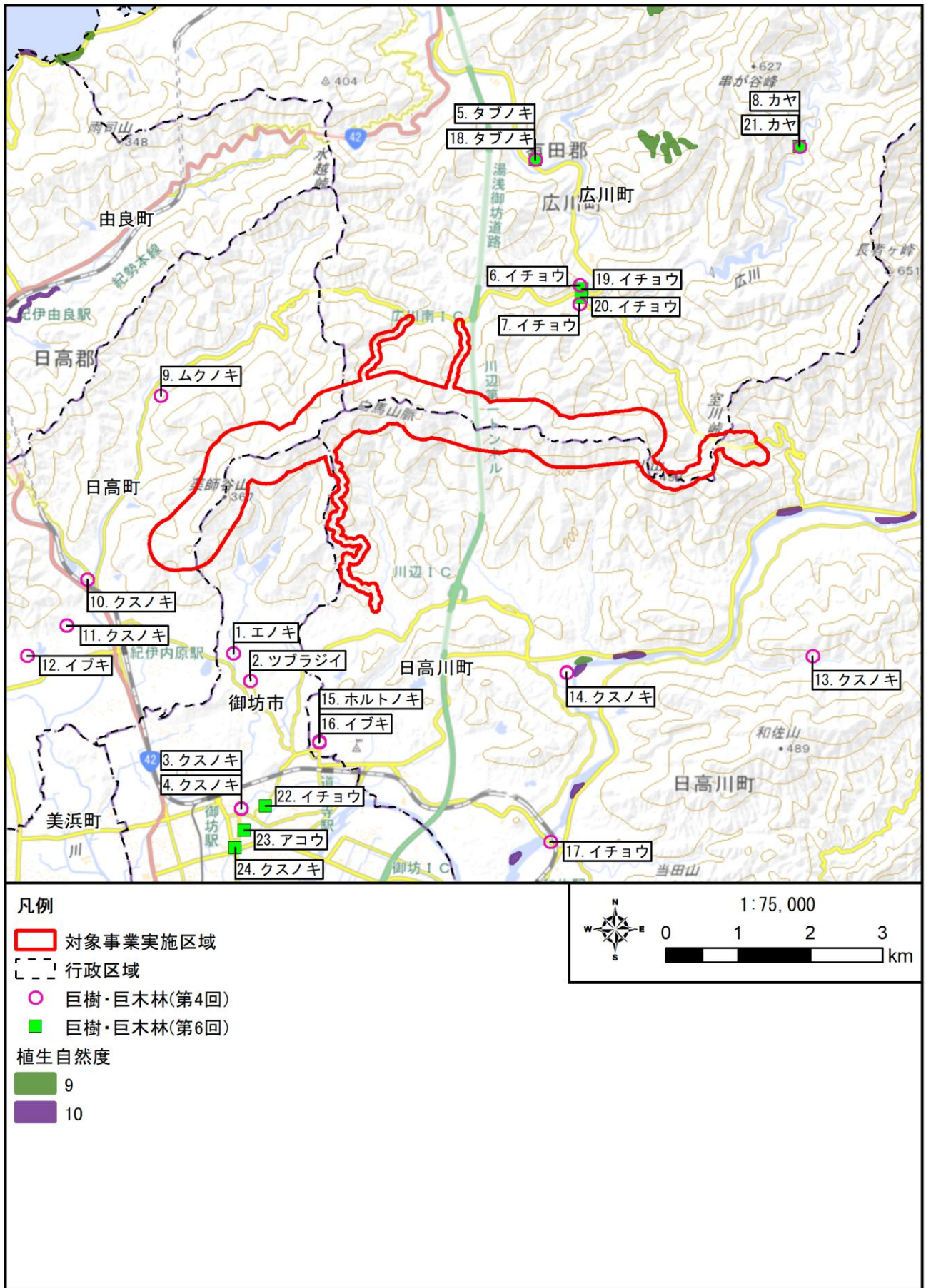
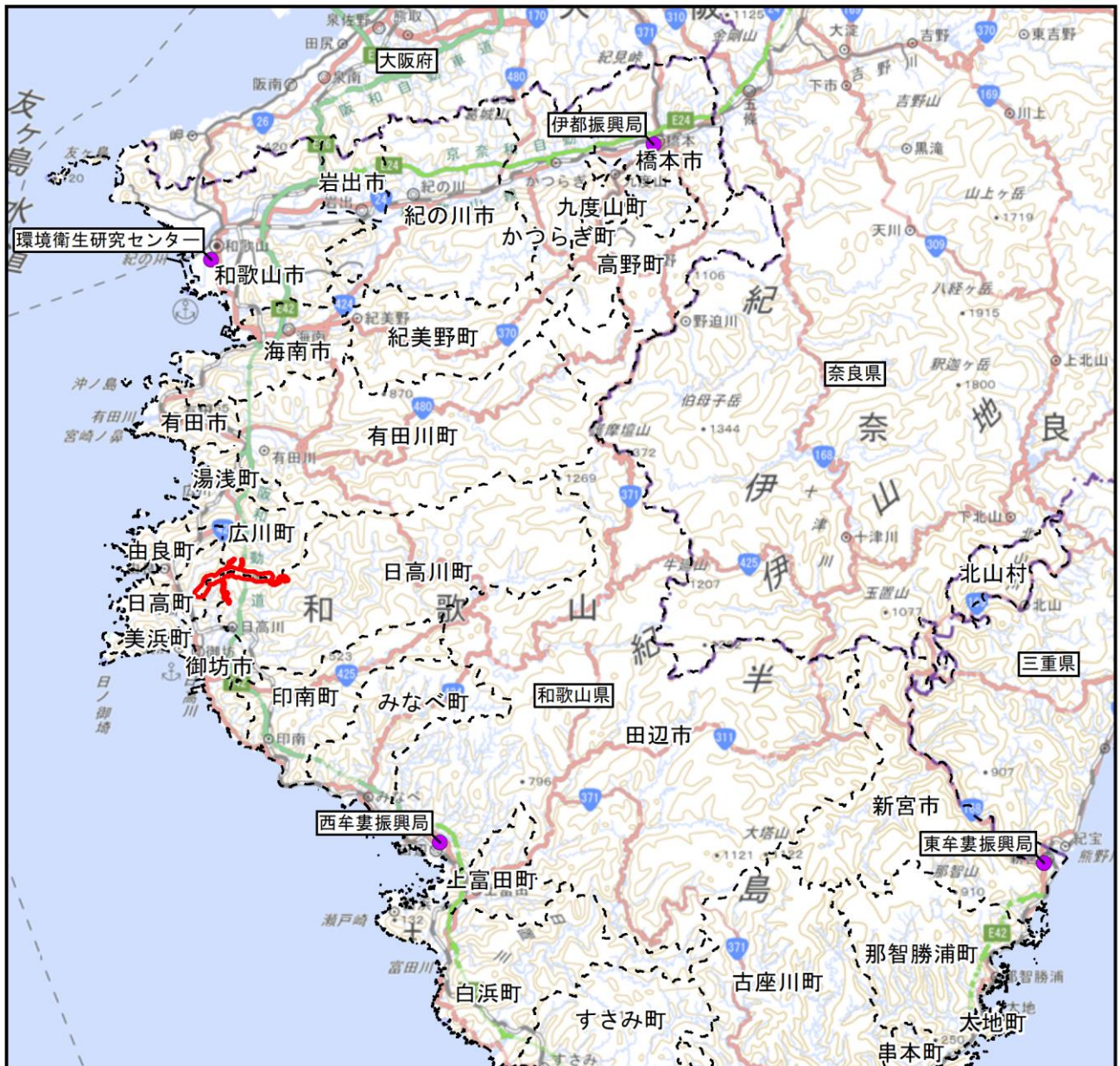


図2 重要な植物群落

1 2. 一般環境中の放射線の状況について【近藤顧問】【方法書 P132】

一般環境中の放射線の状況で空間放射線率が測定されている場所と対象事業実施区域の位置関係がわかる図を示してください。

一般環境中の放射線の状況で空間放射線率が測定されている場所と対象事業実施区域の位置関係がわかる図は、次頁に示すとおりです。



凡例

- 対象事業実施区域
- 行政区域
- 空間放射線量率測定地点

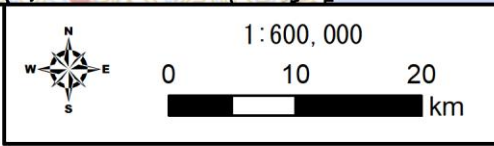


図3 空間放射線量率の測定地点

1 3. 林業の就業者数について【小島顧問】【方法書 P3、P135】

本事業による地元自治体の活性化に寄与することの具体的な一例として「地域林業への貢献」を挙げられています。風力発電建設に伴う工事用・管理用道路の造成により、これをを林道として地元森林業者等に活用してもらおう・・・となっています。一方、P135の産業別就業者数の表では、農業と林業が一緒になっており、地元の林業関係者が何人おられるかが不明です。他事業の方法書では農業と林業の就業者数が別個に示されていることもあります。地元林業への貢献を掲げるのであれば、実情を詳細にするべきではないでしょうか？

当該表の出典元である「令和2年国勢調査 就業状態等基本集計」（総務省統計局ホームページ <https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/>）においては、農業及び林業の就業者数が統合されていることから、ご指摘を踏まえ、今後は関係自治体への聴取、既存資料の収集等により林業の就業者数を可能な限り詳細に把握するよう努め、準備書に反映します。

1 4. 河川及び湖沼の利用状況について【岩田顧問】【方法書 P149、P150】

対象事業実施区域及びその周辺の上水道の水源（表流水、井戸等）および水利用施設（ダム）の利用目的を御教示下さい。

「和歌山県水道ビジョン」（令和元年6月、和歌山県）によると、和歌山県における水源取水量の割合は地表水 48.4%、地下水 45.2%であり、事業別で見ると上水道事業では地表水 51.0%、地下水 42.1%、簡易水道事業では地表水 17.7%、地下水 81.6%となっています。

また、和歌山県ホームページによると、水利用施設（ダム）の利用目的は以下のとおりです。

- ・大正池：農業用ため池（灌漑用水）
- ・新池：農業用ため池（灌漑用水）
- ・広川：洪水調節、不特定用水

15. 河川及び湖沼の利用状況について【平口顧問】【方法書 P150】

- ・浄水場の位置は図3.2-6 (p. 150) に示されていますが、利用している水の種類（表流水、深井戸など）を示してください。
- ・対象事業実施区域の南側の集落（例えば、県道190号線や主要地方道26号線の沿線集落など）の水道水の利用状況を教えてください。

各浄水場の水源は、以下のとおりです。

- ・三尾川浄水場：表流水（日高川）
（由良町ホームページ <http://www.town.yura.wakayama.jp/>）
- ・荻原浄水場：表流水（日高川）
（日高町ホームページ <http://www.town.wakayama-hidaka.lg.jp/>）
- ・藤井浄水場：表流水（河川水）
（「御坊市水道事業経営戦略」（令和2年2月、御坊市水道事務所））
- ・野口浄水場：浅層地下水
（「御坊市水道事業経営戦略」（令和2年2月、御坊市水道事務所））
- ・田井浄水場：表流水（日高川）
（美浜町ホームページ <http://www.town.mihama.wakayama.jp/>）

なお、寺杣浄水場、上津木浄水場、滝原浄水場については、公表された既存資料等がなく利用している水の種類が不明であったことから、今後、関係自治体への聴取等により情報の把握に努めます。

また、日高川町、御坊市に聞き取りを行った結果、県道190号線沿線集落では、町の水道を利用していることを確認しています。その他集落の水道水の利用状況については、市町で把握していなかったため、住民への聞き取りを検討します。

16. 河川及び湖沼の利用状況について【平口顧問】【補足説明資料 No. 15】

浄水場の利用水の調査、ありがとうございます。本調査結果および関係団体や周辺住民への聞き取り結果を含め、水の種類を図3.2-6や図6.3-2に記載して下さい。

ご指摘を踏まえ、準備書においては水の種類を図3.2-6や図6.3-2に記載します。

17. 参考項目の非選定理由について【近藤顧問】【方法書 P333】

参考項目の非選定理由には発電所アセス省令第21条第4項のどの項目に該当するのかを記載したほうがよいのではないのでしょうか。

ご指摘を踏まえ、準備書においては、参考項目の非選定理由が発電所アセス省令第21条第4項のどの項目に該当するかがわかるように記載します。

18. 累積的な影響について【平口顧問】【方法書 P340】

- ・ 既設風車の基礎形式を教えてください。
- ・ 白馬ウインドファームの風車基礎撤去工事および埋め戻し工事において、濁水の発生はないでしょうか？

- ・ 既設風車の基礎形式は直接基礎です。既設風車の基礎側面図と基礎伏図は、次頁に示すとおりです。
- ・ 白馬ウインドファームの撤去工事において、新たな土地の改変は想定されないことから、累積的影響に係る環境影響評価項目として選定していません。なお、白馬ウインドファームから撤去工事の工法等について情報収集を行い、濁水の発生が考えられる場合は適切に措置を講じます。

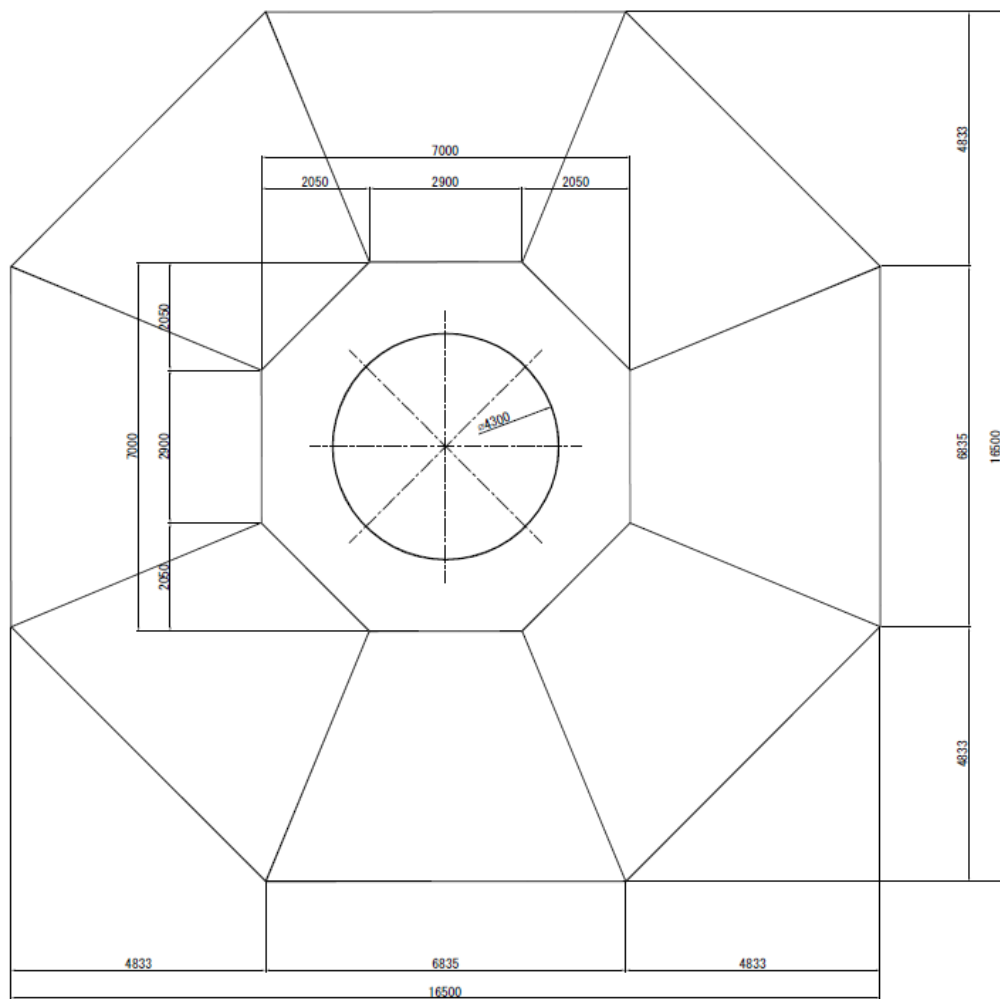
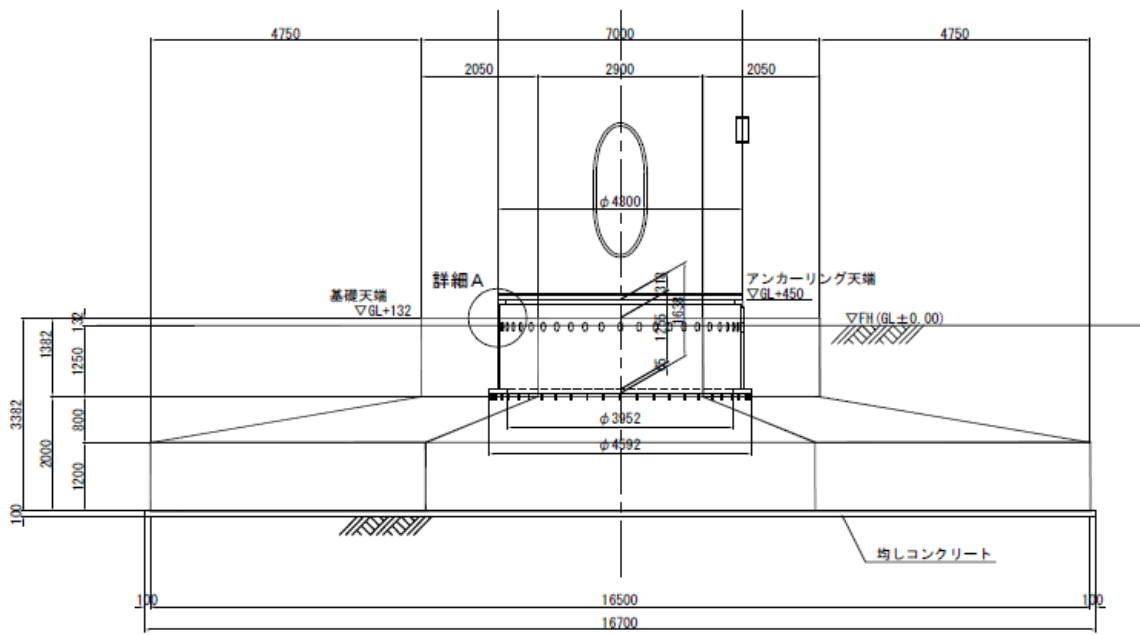


図4 既設風車の基礎側面図（上図）と基礎伏図（下図）

19. スウィッシュ音の音響特性について【今泉顧問】

スウィッシュ音の音響特性（時間変動幅等）に関して丁寧に記述して下さい。なお、図示されるデータを（測定結果）を得た地点の位置（距離）を明記して下さい。また、可聴に対する評価は丁寧に記述して下さい。

ご指摘を踏まえ、準備書においてスウィッシュ音の音響特性に関して丁寧に記述します。なお、データを図示する際は測定結果を得た地点の位置（距離）を明記します。また、可聴音に対する評価は丁寧に記述します。

20. 騒音について【今泉顧問】

[準備書以降]補足資料で構わないので、観測点における予測値を算出する過程で、推計された減衰項の値を一覧で示していただきたい。（なお、観測点が非常に多いので、主要な観測点をいくつか選択して示していただければ良いです）

騒音の予測にはソフトウェアを利用する予定ですが、当該ソフトウェアはその過程において計算される幾何減衰、空気吸収及び回折減衰のそれぞれを確認することはできないため、個別の減衰項の値を示すことは難しいですが、可能な範囲でお示しできるように検討します。

2 1. 騒音について【今泉顧問】

[準備書以降]環境省による指針値（「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」）との比較結果を図示して下さい。

ご指摘を踏まえ、準備書において施設の稼働に係る騒音の予測値と環境省による指針値（「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」）との比較結果を図示します。

2.2. 水の濁りについて【水鳥顧問】【方法書 P364】

降雨条件として、10年確率時間降雨だけでなく、出現頻度の高い日常的な降雨条件についても検討してください。

ご指摘を踏まえ、降雨条件として、10年確率時間降雨だけでなく、対象事業実施区域周辺の出現頻度の高い日常的な降雨条件についても検討します。

23. 水の濁りについて【平口顧問】【方法書 P364】

「5. 調査期間等 1) SSの状況 【現地調査】」において、『工事を実施しない春季、……』とありますが、工事を実施するの誤りだと思います。

ご指摘を踏まえ、準備書において適切に修正します。

2 4. 水の濁りについて【水鳥顧問】【方法書 P365】

- ①水環境の調査地点WT-4の集水域に含まれる新池は、水利用施設(ダム)と記載されていますが、水利用の用途を教えてください。
- ②また、この新池についても調査地点に加えて現況を把握しておく必要があるのではないのでしょうか。

①和歌山県ホームページによると、新池の利用目的は以下のとおりです。

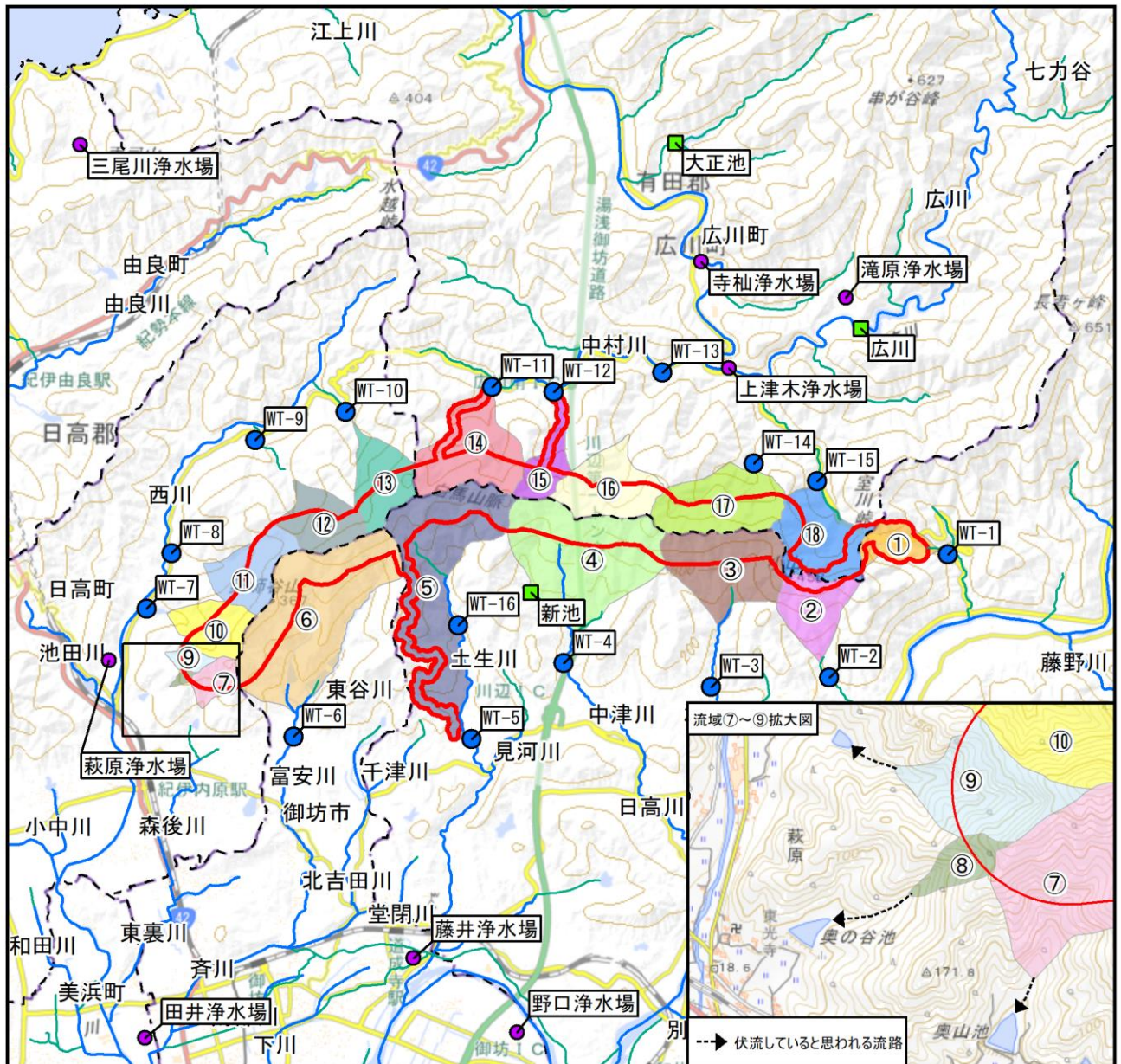
- ・新池：農業用ため池（灌漑用水）

②新池について、事業による影響を把握する必要があると思料しますので、調査地点に追加します。なお、アクセス性が悪いため、新池での調査が困難な場合は、安全に配慮しつつ、可能な限り上流側で調査します。

25. 水の濁りについて【河村顧問】【方法書 P365】

水質の調査点が16点設けられており、365ページの図では調査点ごとの集水域や取水施設の位置も表示されていますが、河川等の水域が明瞭に描かれていないため、調査点の設置位置が適切かどうかを判断することが難しいと思います。河川等を加えた拡大図などを付けていただき、各調査点と改変事業実施区域との関係性が分かりやすくなるような工夫をお願いします。

図 6.3-2 に河川等の水域を加えた図は、次頁に示すとおりです。



凡例

- | | | |
|---|---|---|
| 対象事業実施区域 | 流域① | 流域⑩ |
| 行政区 | 流域② | 流域⑪ |
| — 2級河川区間 | 流域③ | 流域⑫ |
| — 準用河川及び普通河川 | 流域④ | 流域⑬ |
| ● 水質調査地点 | 流域⑤ | 流域⑭ |
| ● 上水道関連施設 | 流域⑥ | 流域⑮ |
| ■ ダム | 流域⑦ | 流域⑯ |
| | 流域⑧ | 流域⑰ |
| | 流域⑨ | 流域⑱ |

注1) 着色範囲 (①~⑱) は対象事業区域に係る降雨の流域を示す。

2) 流域⑦~流域⑨の下流域には農業用ため池が存在するが、その上流域は伏流水的に流入・下流域は平水時において流れがないことから、調査が実施できないため地点として設定していない。

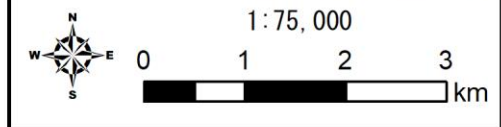
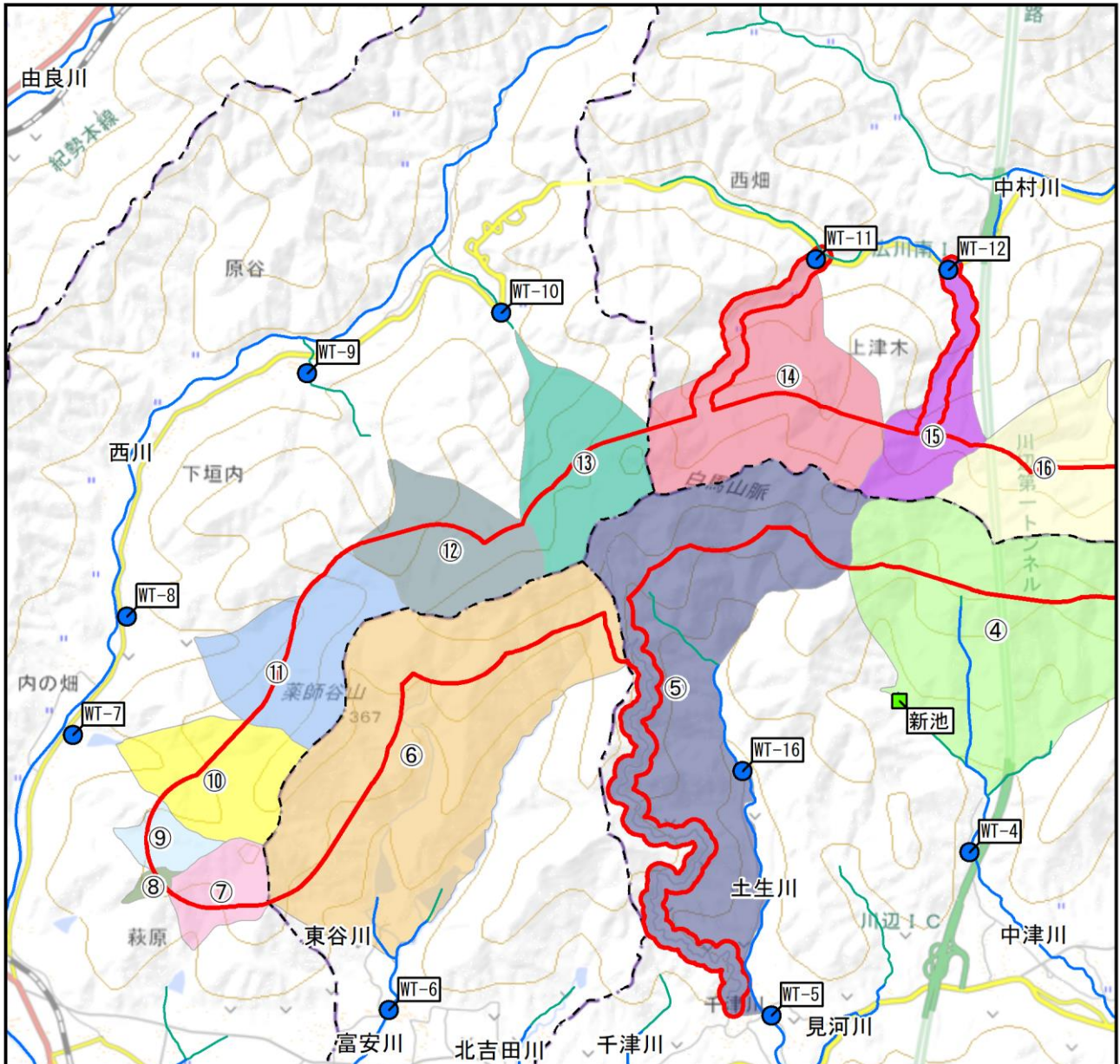
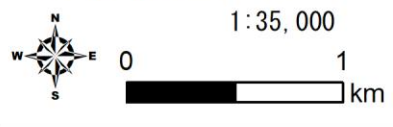


図5 水環境の調査位置 (水質)



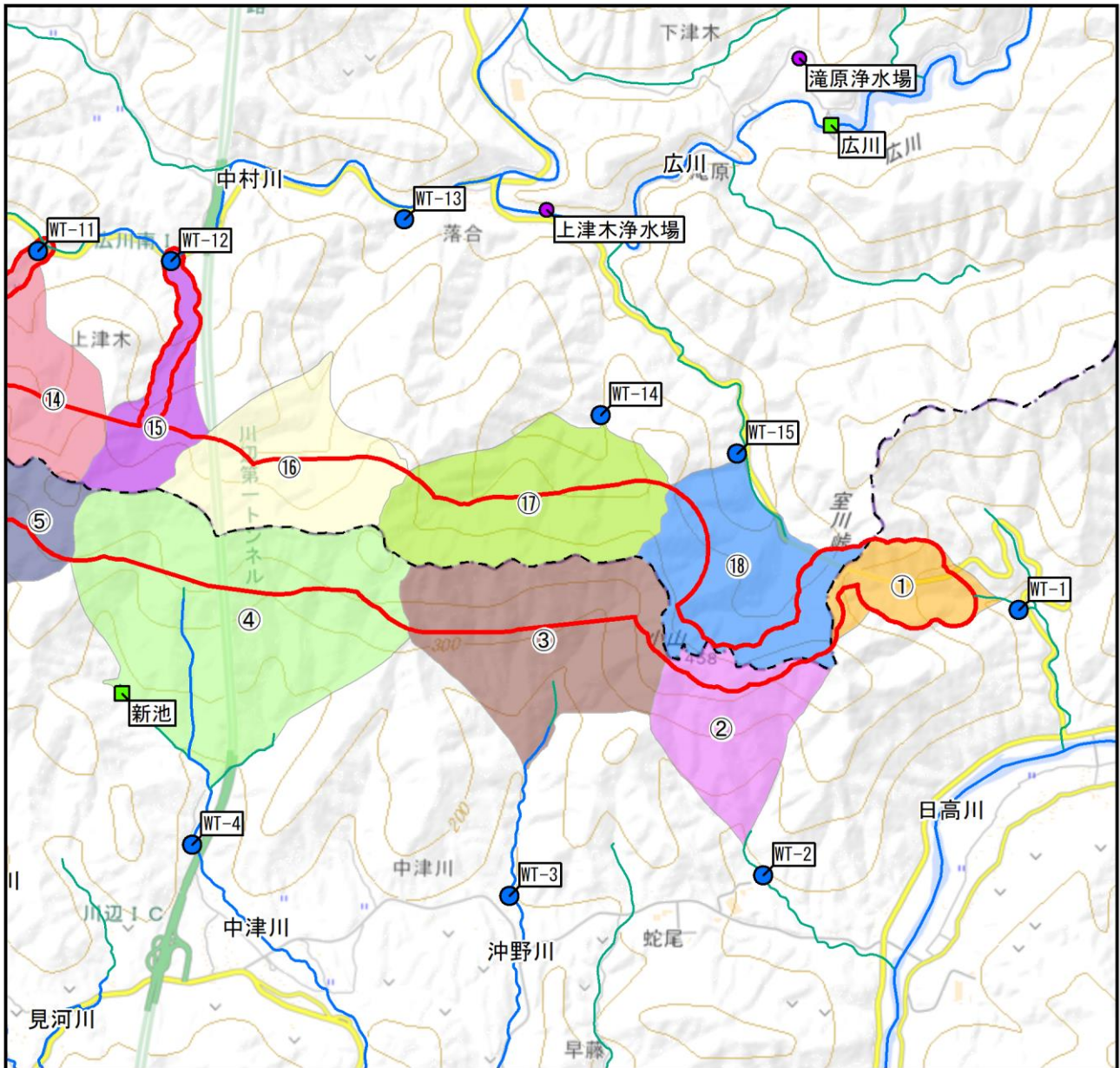
凡例

- 対象事業実施区域
 - 行政区
 - 2級河川区間
 - 準用河川及び普通河川
 - 水質調査地点
 - ダム
- | | |
|--|--|
| 流域④ | 流域⑪ |
| 流域⑤ | 流域⑫ |
| 流域⑥ | 流域⑬ |
| 流域⑦ | 流域⑭ |
| 流域⑧ | 流域⑮ |
| 流域⑨ | 流域⑯ |
| 流域⑩ | |



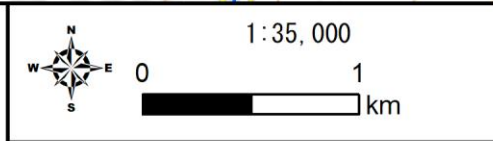
注 1) 着色範囲 (①～⑱) は対象事業区域に係る降雨の流域を示す。
 2) 流域⑦～流域⑨の下流域には農用ため池が存在するが、その上流域は伏流水的に流入・下流域は平水時において流れがないことから、調査が実施できないため地点として設定していない。

図 6 水環境の調査位置 (水質) (拡大図) (1/2)



凡例

- | | | |
|--|---|---|
| 対象事業実施区域 | 流域① | 流域⑭ |
| 行政区 | 流域② | 流域⑮ |
| — 2級河川区間 | 流域③ | 流域⑯ |
| — 準用河川及び普通河川 | 流域④ | 流域⑰ |
| ● 水質調査地点 | 流域⑤ | 流域⑱ |
| ● 上水道関連施設 | | |
| ダム | | |



注 1) 着色範囲 (①～⑱) は対象事業区域に係る降雨の流域を示す。

2) 流域⑦～流域⑨の下流域には農業用ため池が存在するが、その上流域は伏流水的に流入・下流域は平水時において流れがないことから、調査が実施できないため地点として設定していない。

図 6 水環境の調査位置 (水質) (拡大) (2/2)

2 6. 水の濁りについて【平口顧問】【方法書 P365】

- ・上水道関連施設やダムが図中に併記されているのは分かりやすく工夫されています。その一方で、河道が全く描かれていないため、河道網と調査地点との位置関係を把握するのが難しくなっています。対象事業実施区域を網羅するような複数の水域に分割するという工夫をしたにもかかわらず、その水域と調査地点を結びつける河道網が描かれていません。河道網や河川名を追記してください。
- ・“着色範囲（①～⑱）”に関する記述を“注）”として図の下部に記載していますが、目立たないため見過ごされるのではと懸念します。凡例の中に記述した方が良いのでは無いですでしょうか。
- ・また、流域⑦～⑨に関する拡大図が図の右隅にあります。この図を理解するために、「表 6. 3-7 水質調査地点の設定根拠」の“注）”に記された内容を図 6. 3-2 にも注として記載してはいかがでしょうか。これにより、右隅の図だけでなく流域①～⑱の意味がより明確になると思います。

- ・図 6. 3-2 に河川網や河川名を加えた図は、図 5 及び図 6 に示したとおりです。
- ・ご指摘を踏まえ、図 6. 3-2 の凡例に改変箇所の流域を追記します。追記した図は、図 5 及び図 6 に示したとおりです。
- ・ご指摘を踏まえ、図 6. 3-2 に「表 6. 3-7 水質調査地点の設定根拠」に記した注釈を追記します。追記した図は図 5 及び図 6 に示したとおりです。

2 7. 水の濁りについて【平口顧問】【補足説明資料 No. 26】

補足説明資料の図5, 6の作成、ありがとうございます。非常に分かりやすくなりました。準備書以降の図書に反映させて下さい。

ご指摘を踏まえ、準備書以降の図書に反映します。

28. 水の濁りについて【平口顧問】【方法書 P367】

WT-11～13の設定根拠（表6.3-7, p. 367）において、“広川水系中村川左岸支流”とありますが、右岸ではないでしょうか？

ご指摘を踏まえ、準備書において適切に修正します。

29. 風車の影について【近藤顧問】【方法書 P371】

2. 調査の基本的な手法【文献その他の資料調査】に「関連する文献及びその他の資料の収集及び整理を行う。」とありますが、どのような資料のどのような内容を調査するのでしょうか。

文献その他の資料調査では、対象事業実施区域周辺の地形図や住宅地図等の資料を収集・整理します。

30. 魚類、底生動物について【岩田顧問】【方法書 P397】

「地点」といった限定された範囲では魚類、底生動物の動物相や重要種の確認が困難と考えられますので、河川環境の異なる場所等において適宜、調査することを御検討下さい。

ご指摘を踏まえ、今後の現地調査においては、河川環境の異なる場所等において適宜、調査することを検討します。

3 1. 魚類・底生動物について【河村顧問】【方法書 P398】

魚類・底生動物の14の調査点は、おおむね水質調査点と一致しているようですが、水質調査点となっているWT-14とWT-16の近くには魚類・底生動物の調査点がありません。この理由をご教示ください。

水質の調査地点 WT-14 及び WT-16 は関係自治体等への聞き取りにより、住民の方の沢水利用が想定されたため、調査地点として設定したものです。

なお、WT. 2 及び WT. 6 はそれぞれ WT-14、WT. 16 と同一の河川の下流に位置しています。

3 2. 植物に係る調査、予測及び評価の手法について【鈴木顧問】【方法書 P399】

- 植物相と植生とで調査範囲が異なっていること自体は問題ないが、植生調査で確認された植物種を植物相にも反映することが普通で7以下と思います。もしそうであればその旨を示しておく必要があると思います。
- 調査地域ですが、春季の植生調査は行わないようですが、基本的に現地踏査は植物相と植生の両方を確認するものですので、植生調査時期以外にも調査すべき植分を見出した場合は、植生調査を行うようにしてください。
- 植生調査の位置は、発電機設置予定位置にもなるべく多く設定してください。また、経産省の発電所アセスの手引にもあるように、1つの植生類型に対して複数の調査区を設けてください。

- ご指摘を踏まえ、準備書においては植生調査時に確認した植物種も併せて整理し、その旨を記載します。
- ご指摘を踏まえ、今後の現地調査においては、植生調査時期以外にも調査すべき植分を見出した場合は、植生調査を行います。
- ご指摘を踏まえ、今後の現地調査においては、風力発電機の設置位置等、尾根部においてはなるべく多くの調査地点を設定するよう努めます。また、1つの植生類型に対して複数の調査地点を設定します。

3 3. 上位性注目種について【阿部顧問】【方法書 P411】

87ページでは対象事業実施区域はクマタカの生息確認メッシュにかかっていないようですが、上位性注目種にクマタカを選定して問題ないでしょうか？現地での事前確認の結果はありますか？

ご指摘のとおり、方法書 P87 に示したクマタカの生息確認メッシュは本事業の対象事業実施区域にはかかっていませんが、方法書 P331 に記載したとおり、白馬ウインドファーム株式会社からの提供資料によると、猛禽類調査の結果、対象事業実施区域の周囲においてサシバ、クマタカの営巣地が確認されています。

3 4. 典型性注目種について【阿部顧問】【方法書 P412】

林縁性鳥類としてシジュウカラ、ヒヨドリが例示されていますが、他にどのような種を想定されているのでしょうか？

その他の林縁性鳥類としては、キジ、ツツドリ、モズ、ヤマガラやヒガラ等のカラ類、ウグイス、メジロ、ヒタキ科、セキレイ科、アトリ科、ホオジロ科等を想定しています。

35. 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出について【平口顧問】

計画の熟度が増す準備書においては、本事業実施（施設の建設および稼働）に伴う二酸化炭素排出の削減量（あるいは増加量）を評価してください。評価に際しては、既存電力の代替に伴うCO2排出削減量、樹木伐採に起因するCO2吸収量の年間減少量、建設機械の稼働（燃料消費）に伴うCO2排出量などを評価して下さい。

ご指摘を踏まえ、準備書においては、本事業実施（施設の建設及び稼働）に伴う二酸化炭素排出の削減量（あるいは増加量）を評価します。また、評価に際しては、既存電力の代替に伴うCO2排出削減量、樹木伐採に起因するCO2吸収量の年間減少量、建設機械の稼働（燃料消費）に伴うCO2排出量等を評価します。

36. 意見の概要について【阿部顧問】

本件は既設の風力発電施設の運転終了後の事業であるにも関わらず、地域から多数の反対の意見書が提出されているようです。これまでの地域共生がうまくいっていなかったということでしょうか？今後どうされる予定でしょうか？

計画段階から現在まで地権者様や関係区長様等への説明等により一定のご理解は得られており、関係地区においては複数回に渡って地元住民向けの説明会を実施してきましたが、一部の住民の方が誤解された誤った情報を地元で流されたこと等により、多数の反対意見を頂く状況となっております。そのため、近隣住民の皆さまに対し誤解を解くことと、より理解を深めていただくため、方法書縦覧終了直後も現在稼働中である白馬ウインドファームの現地見学会や、今まで説明会を実施していなかった地区への住民説明会を実施しているところであり、今後もきめ細かく説明し、理解を深めていただくよう努める所存です。